

枚方市公害防止条例

届出のしおり

指定事業所編

令和2年4月

枚方市 環境部 環境指導課

はじめに

このしおりは、平成 25 年 12 月に全面改正され、平成 26 年 4 月施行の枚方市公害防止条例（以下「市条例」という。）の規制内容及び届出の作成要領等について、手引きとしてまとめたものです。

この冊子は、指定事業所編として、工場・事業場に関する規制について解説しています。

事業者の皆様は、この冊子を参考に届出を行っていただくとともに、市条例の規制内容についてご理解を深めていただき、枚方市の環境行政の推進にご協力くださいますようお願いいたします。

目 次

1	届出対象となる工場・事業場（指定事業所）	1
2	届出書	2
2.1	届出書の種類と提出時期	2
2.2	変更の届出の手続き	3
2.2.1	定格出力が3.7kW以上の原動機を用いる施設の種類、数、構造、配置及び使用の方法を変更する場合	3
2.2.2	用水及び排水の系統・排出水の汚染状態及び量を変更する場合	3
2.2.3	有害物質の種類、用途、保管場所・搬入及び搬出の系統を変更する場合	4
3	届出書の作成要領	5
3.1	提出部数	5
3.2	届出書	5
3.3	添付書類	5
3.4	届出書の綴じ方	6
3.5	届出書の記載方法	7
3.5.1	指定事業所設置届出書	7
3.5.2	指定事業所変更（事前）届出書	17
3.5.3	操業開始届出書	21
3.5.4	指定事業所変更（事後）届出書	23
4	規制基準	26
4.1	排水基準	26
4.2	地下浸透の基準	28
4.3	騒音基準	30

1 届出対象となる工場・事業場（指定事業所）

指定事業所を設置する場合は、事前に設置の届出が必要となります。

指定事業所は下表の工場・事業場です。

No	工場又は事業場の種類	適用条件
1	工場	<ul style="list-style-type: none"> • 定格出力が 3.7 kW 以上の原動機を用いる施設を設置する工場 • 有害物質を製造し、使用し、若しくは処理する工場
2	<ul style="list-style-type: none"> • ガソリンスタンド • 液化ガススタンド 	原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。
3	自動車洗車場	原動機を用いる洗車施設を設置するものに限る。
4	<ul style="list-style-type: none"> • 建設用資材置場 • 残土置場の用に供する事業場 	面積が 300 平方メートル以上であって 1 年以上継続して使用するものに限る。 建設現場については適用外。
5	産業廃棄物処理場	産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項又は第 14 条の 4 第 6 項の規定）の許可に係る処分を行うものに限る。
6	ゴルフ場	練習施設を設置するものに限る。
7	ゴルフ練習場	
8	ボウリング場	
9	<ul style="list-style-type: none"> • バッティング練習場 • テニス練習場 	原動機を用いる練習施設を設置するものに限る。
10	自動車又は機械の整備又は修理を行う事業場	定格出力が 3.7 kW 以上の原動機を用いる施設であって整備又は修理の用に供するものを設置するものに限る。
11	再生資源の集荷又は選別を行う事業場	定格出力が 3.7 kW 以上の原動機を用いる施設であって集荷又は選別の用に供するものを設置するもの又は事業場の面積が 100 平方メートル以上のものに限る。
12	工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を設置する事業場	

2 届出書

2.1 届出書の種類と提出時期

届出の種類	適用事項	提出期限
事前協議書	市が必要と認める場合	設置届出書の提出前
指定事業所設置届出書	指定事業所を新たに設置しようとするとき	設置の31日前まで
指定事業所変更（事前）届出書	以下の事項のいずれかを変更しようとするとき <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積、用途地域 ・用水及び排水の系統・排出水の汚染状態及び量 ・定格出力が3.7kW以上の原動機を用いる施設の種類、数、構造、配置及び使用の方法 ・有害物質の種類、用途、保管場所・搬入及び搬出の系統 ・公害の防止の方法 	変更の31日前まで
操業開始届出書	指定事業所として操業を開始したとき	操業開始日から15日以内
指定事業所変更（事後）届出書	業種を変更したとき 公共下水道の使用を開始したとき 有害物質の使用等を廃止したとき	変更後30日以内
氏名等変更届出書	次の事項を変更したとき 個人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名、住所 ・指定事業所の名称、所在地 法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・法人の名称、本社の住所 ・代表者の氏名 ・指定事業所の名称、所在地 	変更後30日以内
指定事業所承継届出書	指定事業所を譲渡、相続、合併等により承継した場合	承継後30日以内
指定事業所廃止届出書	指定事業所を廃止した場合	廃止後30日以内

2.2 変更の届出の手続き

改正市条例では、届出の手続きの簡素化を図りました。

これまでの市条例では、同一の内容のものについて、公害関係法令等と重複して、手続きを行っていました。

改正市条例では、こうした重複した手続きを解消するために、公害関係法令等の届出がある場合には、市条例の届出を不要としました。

変更の項目と変更の届出を行う法令の関係を以下に示します。

2.2.1 定格出力が 3.7 kW以上の原動機を用いる施設の種類、数、構造、配置及び使用の方法を変更する場合

法令等に基づく 届出の有無		届出を行う法令等
騒音規制法 府条例※ 騒音	有	騒音規制法 ⁽¹⁾ 府条例※ ⁽¹⁾
	無	市条例

※府条例とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例のこと。(以下同じ。)

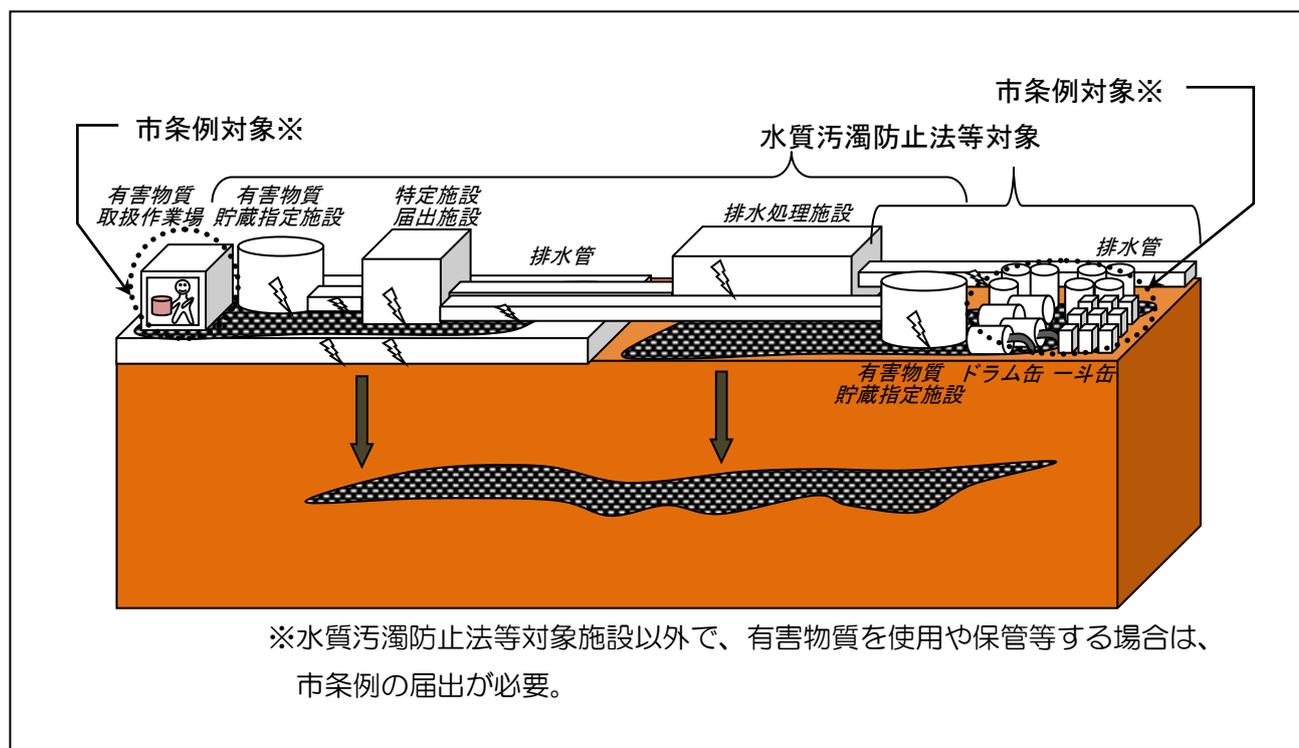
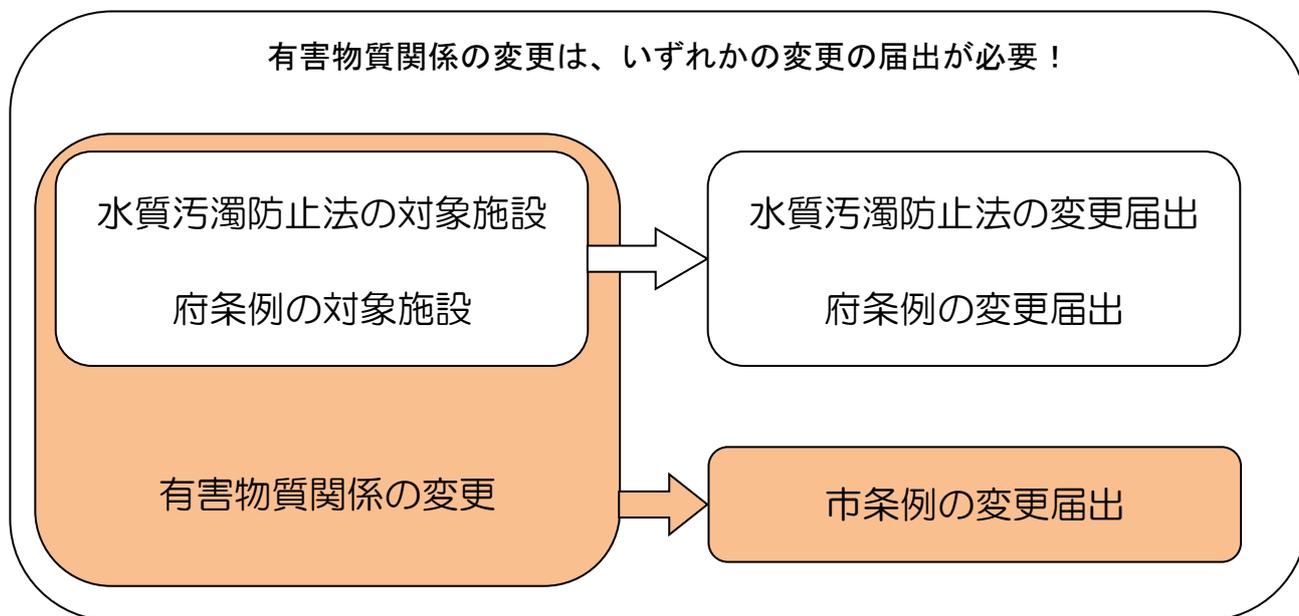
備考 1 特定施設又は届出施設に関わる場合のみ届出が必要

2.2.2 用水及び排水の系統・排出水の汚染状態及び量を変更する場合

法令等に基づく 届出の有無		届出を行う法令等
水質汚濁防止法 府条例 水質	有	水質汚濁防止法 府条例
	無	市条例

2.2.3 有害物質の種類、用途、保管場所・搬入及び搬出の系統を変更する場合

有害物質関係の変更の届出については、水質汚濁防止法・府条例又は市条例のいずれかの変更の届出が必要になります。



水質汚濁防止法等対象施設と市条例対象（イメージ図）

3 届出書の作成要領

3.1 提出部数

提出書類の提出部数は、2部（正本1部、副本1部）です。
副本については、受理し、審査した後、返却します。

3.2 届出書

届出書の種類は「2.1 届出書の種類と提出時期」に示す届出書です。
届出書に別紙はなく、表面及び裏面又は第1面、第2面、第3面及び第4面で構成されています。
提出は、届出書に添付書類（「3.3 添付書類」参照。）を合わせて行うものとなります。

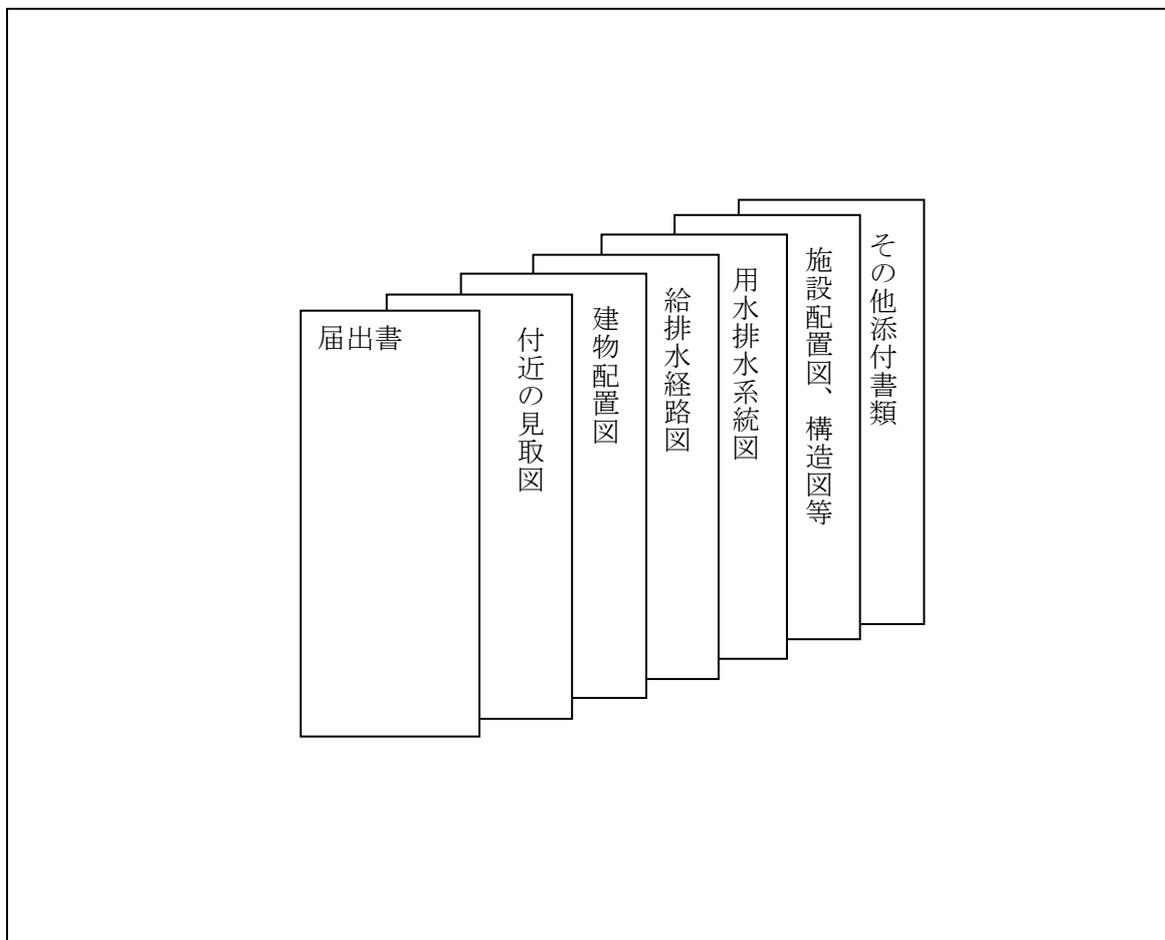
3.3 添付書類

届出書に必要な添付書類は、届出書の各ページの頁末に示しています。
（具体的には「3.5 届出書の記載方法」参照のこと。）

3.4 届出書の綴じ方

届出書については、下図の順で綴じてください。

届出書の綴じ方



3.5 届出書の記載方法

3.5.1 指定事業所設置届出書

正・副2部作成してください

様式第2号 (第5条関係) (第1面)

年 月 日

(宛先)
枚方市長

提出日を記入してください

住所 **枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号**

氏名 **〇〇株式会社 代表取締役 枚方太郎** 

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 **072-000-0000**

代表者印を押印してください
(自署の場合は捺印の省略可)

指 定 事 業 所 設 置 届 出 書

枚方市公害防止条例第8条の規定により、指定事業所の設置について次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称	〇〇株式会社		
指定事業所の所在地	(郵便番号 573-0000) 枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号		
敷地の状況	用途地域	準工業地域	敷地面積 (m ²) 12130
	周辺の状況	指定事業所の敷地境界から15m以内の住居系地域の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
指定事業所の業種 (日本標準産業分類の細分類の項目名・コード)	業種名	種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> 洗車 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 産廃 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> ゴルフ練習 <input type="checkbox"/> ボウリング
	分類コード	1 7 5 4	<input type="checkbox"/> パッティング・テニス <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 薬品小分
主要生産品目 又は主要業務	塗料、シンナー	使用原材料	合成樹脂、ワニス、顔料
作業員数	100 人	作業時間	9時00分～18時00分
工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	操業開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
公害防止担当部署 及び担当者	製造部	管理課	担当者 枚方次郎 (電話番号 072-000-0000)

条例施行規則第4条の区分に従って
チェックを入れてください

通 知 欄

※收受印	※通知内容

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

指定事業所設置届出書（第1面） 記載上の注意事項

1	届出者		<p>届出者は、指定事業所を設置する者。</p> <p>個人の場合：住民票に記載されている住所及び氏名を記入の上、捺印。（氏名を自署の場合は捺印の省略可。）</p> <p>法人の場合：法人登記簿謄本に記載されている本社住所・名称、代表者名（代表権を有する者）及び職名を記入の上、代表者印（丸印）を捺印。（氏名を自署の場合は捺印の省略可。）</p>
2	指定事業所の名称		<p>個人の場合は屋号を記載すること。</p> <p>法人の場合は公表している名称や組織図の名称を記載すること。また、提出時点で名称が確定していない場合は仮の名称を記載すること。</p>
3	指定事業所の所在地		指定事業所の住所及び郵便番号。
4	敷地の状況	用途地域	都市計画法による用途地域を記載すること。
5		敷地の面積	土地の全部事項証明書上にある地積を記載すること。実測がある場合はその数値を優先する。
6		周辺の状況	敷地境界線から15m以内の住居系地域の有無をチェックすること。敷地境界線と住居系地域の距離は最短のものとする。
7	指定事業所の業種	指定事業所の業種（業種名・分類コード）	<p>指定事業所の業種は、政府統計の日本標準産業分類の該当する業種を検索すること。</p> <p>業種名には、日本標準産業分類の細分類の項目名を記載すること。</p> <p>分類コードは、細分類の4ケタの分類コードを記載すること。</p>
8		指定事業所の種類	届出上にある12種類のうち、該当するものをチェックすること。
9	主要生産品目又は主要業務		<p>製造業の場合は主要生産品目を記載すること。</p> <p>それ以外は主要な業務内容を記載すること。</p>
10	使用原材料		製造業の場合のみ、生産で使用する原材料を記載すること。
11	作業員数		法人全体の従業員の数（非正規雇用の従業員を含む。）を記載すること。
12	作業時間		通常の作業時間又は営業時間を記載すること。
13	工事着手予定日		指定事業所の設置工事（建物の基礎工事・施設の据付工事）に着手する予定日を記載すること。
14	操業開始予定日		指定事業所の操業を開始する予定日を記載すること。
15	公害防止担当部署及び担当者		公害防止を担当する部署の名称及び担当者の氏名、電話番号を記載すること。

用水・排水の系統及び排出水の汚染状態・量等

排水口番号 (給排水の経路図に付した番号)		A			
排出水の汚染状態	有害物質の種類	通常 (mg/L)	最大 (mg/L)	通常 (mg/L)	最大 (mg/L)
	Cd	0.001	0.003		
	Pb	0.005	0.01		
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
		83	108		
排水口の数		汚水 1 本 雨水 1 本			
排出水の排出方法		<input checked="" type="checkbox"/> 公共下水道 汚水 (処理区名 <input checked="" type="checkbox"/> 渚処理区 <input type="checkbox"/> 鴻池処理区) 排出先 雨水 (放流先の河川名 溝谷川) <input type="checkbox"/> 公共用水域 (放流先の河川名)			
汚水処理の方法等		凝集沈殿法			
用途別 用水量	用途	用水量 (m ³ /日)			
	作業用	73			
	生活用	10			
	合計	83			
備考					

添付する資料をすべて
チェックしてください

添付資料

- 付近見取図
- 建物配置図
- 給排水の経路図
- 用水及び排水の系統図
- 処理施設の構造図・仕様書等
- その他 ()

騒音発生施設の種類・数等

施設番号 (施設配置図に付した番号)	B-1			
種類 / 型式	空調機 〇〇社製 ABC-1			
公称能力 (kW)	3.7 kW			
施設数	1			
使用時間	9時～ 18時	時～ 時	時～ 時	時～ 時
騒音防止方法	屋内設置			
備考				

備考 「騒音発生施設」とは、定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設をいう。

添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 施設配置図 (施設に施設番号を付すこと。) <input checked="" type="checkbox"/> 施設構造図・仕様書等 <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

指定事業所設置届出書（第3面）の騒音発生施設の種類・数等 記載上の注意事項

1	施設番号	騒音発生施設に付した番号を記載すること。また、施設配置図にその番号を付すこと。
2	種類／型式	騒音発生施設の種類と型式を記載すること。（種類は、例えば空気圧縮機や送風機など。）
3	公称能力	騒音発生施設の原動機の定格出力を記載すること。定格出力は仕様書や施設の銘版にその記載がある。
4	施設数	騒音発生施設の種類と型式・公称能力ごとに施設数を記載すること。
5	使用時間	騒音発生施設ごとに使用時間を記載すること。
6	騒音防止方法	騒音発生施設の騒音防止の方法を記載すること。例えば、屋内設置、サイレンサーの設置など。

□留意事項

騒音規制法の特定施設及び府条例の届出施設については、（第3面）の「騒音発生施設の種類・数等」では記載せず、（第4面）の「法律又は大阪府の条例に規定する施設」に記載すること。

第3面の騒音発生施設の種類・数等に係る添付資料の注意事項

1	施設配置図	指定事業所に設置する施設や設備等の位置がわかる図面。複数の工場棟がある場合は、可能な限り工場棟ごとに示すこと。
2	施設構造図・仕様書等	騒音発生施設の構造図（平面図や立面図）・能力や騒音値等がわかる仕様書等。

指定事業所設置届出書（第3面）の有害物質の種類・用途等 記載上の注意事項

1	有害物質の種類	使用等する有害物質の種類を記載すること。
2	有害物質の用途	有害物質の種類ごとにその用途を記載すること。
3	使用等の状況	有害物質の使用方法や取扱い状況等を記載すること。
4	使用・保管等の場所	有害物質を使用・保管等する場所や施設の名称を記載すること。別図でその場所を図示してもよい。
5	地下浸透等防止方法	有害物質を使用・保管等する場所で講じている地下浸透等を防止する方法を記載すること。

第3面の有害物質の種類・用途等に係る添付資料の注意事項

1	使用・保管等の場所を示す図面	有害物質を使用・保管等する場所がわかる図面。
2	施設構造図・仕様書等	有害物質を使用・保管等する施設の構造図及び仕様書等。
3	搬入及び搬出の経路図	指定事業所内の有害物質の搬入及び搬出の経路がわかる図
4	安全データシート（SDS）	有害物質を含む薬品や製品等ごとに安全データシート（SDS）を添付すること。 なお、SDS は平成 23 年度までは一般的に「MSDS（Material Safety Data Sheet：化学物質等安全データシート）」と呼ばれていた。 有害物質の含有率は成分表が正確であることから、必要に応じて成分表を添付すること。
5	地下浸透等防止措置に係る図面	地面や床面の浸透防止は断面図、流出防止は構造図。また、あわせて被覆材の仕様書や流出防止方法がわかる書類も添付のこと。

法律又は大阪府の条例に規定する施設

施設番号 (施設配置図に付した番号)	設置する施設の適用項目	施設の種類
C-1	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input checked="" type="checkbox"/> 騒音 <input checked="" type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	2 空気圧縮機
C-2	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input checked="" type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	32-ニ 廃ガス洗浄施設
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	
	法律 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> ダイオキシソ類 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動) 大阪府条例 (<input type="checkbox"/> 大気 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動)	

備考1 「大阪府条例」とは、大阪府生活環境の保全等に関する条例をいう。

- 2 「施設の種類」の欄には、該当する法律に基づく政令又は大阪府条例に基づく規則に規定する名称を記載すること。

添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 施設配置図 (施設に施設番号を付すこと。) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	---

指定事業所設置届出書（第4面）の法律又は大阪府の条例に規定する施設 記載上の注意事項

1	施設番号	法律又は大阪府の条例に規定する施設に付した番号を記載すること。また、施設配置図にその番号を付すこと。
2	設置する施設の適用項目	法律又は大阪府の条例の該当する項目をすべてチェックすること。
3	施設の種類	該当する法律に基づく政令又は大阪府条例に基づく規則に規定する名称及び項番号又は令番号を記載すること。 例えば、水質汚濁防止法の場合は、同法施行令の別表第一に掲げる施設の種類となる。

第4面の法律又は大阪府の条例に規定する施設に係る添付資料の注意事項

1	施設配置図	指定事業所に設置する施設や設備等の位置がわかる図面。複数の工場棟がある場合は、可能な限り工場棟ごとに示すこと。
---	-------	---

3.5.2 指定事業所変更（事前）届出書

正・副2部作成してください

様式第3号（第6条関係） （第1面）

年 月 日

(宛先)
枚方市長

提出日を記入してください

住所 **枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号**

氏名 **〇〇株式会社 代表取締役 枚方太郎** (印)

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 **072-000-0000**

代表者印を押印してください
(自署の場合は捺印の省略可)

指定事業所変更（事前）届出書

枚方市公害防止条例第9条の規定により、指定事業所の変更について次のとおり届け出ます。

指定事業所の名称		〇〇株式会社	
指定事業所の所在地		(郵便番号 573-0000) 枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号	
敷地の状況	用途地域	準工業地域	敷地面積 (m ²)
	周辺の状況	指定事業所の敷地境界から15m以内の住居系地域の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
指定事業所の業種 (日本標準産業分類の 細分類の項目名・コード)	業種名	種類	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> 洗車 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 産廃 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> ゴルフ練習 <input type="checkbox"/> ボウリング <input type="checkbox"/> パッティング・テニス <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 薬品小分
	分類コード	1 7 5 4	
主要生産品目 又は主要業務	塗料、シンナー	使用原材料	合成樹脂、ワニス、顔料
作業員数	100 人	作業時間	9時00分～18時00分
変更の概要	<input checked="" type="checkbox"/> 1 敷地の状況	変更概要	
	<input type="checkbox"/> 2 用水・排水の系統及び排水の汚染状態・量	敷地の拡大	
	<input type="checkbox"/> 3 騒音発生施設の種類・数等		
	<input type="checkbox"/> 4 有害物質の種類・用途等		
	<input type="checkbox"/> 5 公害防止方法		
工事着手予定日	〇〇年〇〇月〇〇日	操業開始予定日	〇〇年〇〇月〇〇日
公害防止担当部署 及び担当者	製造部	管理課	担当者 枚方次郎 (電話番号 072-000-0000)

通知欄

※收受印	※通知内容

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

指定事業所変更（事前）届出書（第1面） 記載上の注意事項

1	変更の概要	□1～□5の該当するものにチェックすること。
2	変更概要	指定事業所の変更の概要を記載すること。例えば、「敷地面積の増加」、「排水の1系統の追加」、「カドミウムの追加」等。

その他の「記載上の注意事項」及び「添付資料の注意事項」については「3.5.1 指定事業所設置届出書」を参照のこと。

1 敷地の状況

用途地域	変更前		敷地面積 (m ²)	変更前	12130	
	変更後			変更後	14130	
周辺の状況	指定事業所の敷地境界から15m以内の住居地域の有無				変更前	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
					変更後	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無

2 用水・排水の系統及び排出水の汚染状態・量等

		変更前		変更後	
排水口番号 (給排水の経路図に付した番号)					
排出水の汚染状態	有害物質の種類	通常 (mg/L)	最大 (mg/L)	通常 (mg/L)	最大 (mg/L)
排出水の量 (m ³ /日)		通常	最大	通常	最大
用途別 用水使用量	用途	用途	用水使用量 (m ³ /日)	用途	用水使用量 (m ³ /日)
	合計				
汚水処理の方法等					
備考					

添付資料

- 付近見取図
- 建物配置図
- 給排水の経路図 (変更前後)
- 用水及び排水の系統図 (変更前後)
- 処理施設の構造図・仕様書等 (変更前後)
- その他 ()

3 騒音発生施設の種類・数等

施設番号 (施設配置図に付した番号)				
種類 / 型式				
公称能力 (kW)				
施設数				
使用時間	時～時	時～時	時～時	時～時
騒音防止方法				
備考				

備考 「騒音発生施設」とは、定格出力が3.7キロワット以上の原動機を用いる施設をいう。

添付資料	<input type="checkbox"/> 施設配置図（施設に施設番号を付すこと。） <input type="checkbox"/> 施設構造図及び仕様書等（変更前後） <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	--

4 有害物質の種類・用途等

	変更前	変更後
有害物質の種類		
有害物質の用途		
使用等の状況		
使用・保管等の場所		
地下浸透等防止方法		
備考		

添付資料	<input type="checkbox"/> 使用・保管等の場所を示す図面（変更前後） <input type="checkbox"/> 施設構造図・仕様書等（変更前後） <input type="checkbox"/> 搬入及び搬出の経路図（変更前後） <input type="checkbox"/> 安全データシート（SDS） <input type="checkbox"/> 地下浸透等防止措置に係る図面（変更前後） <input type="checkbox"/> その他（ ）
------	---

3.5.3 操業開始届出書

正・副 2 部作成してください

様式第4号 (第8条関係)

年 月 日

(宛先)
枚方市長

提出日を記入してください

住 所 **枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号**

氏 名 **〇〇株式会社 代表取締役 枚方太郎** (印)

(法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名)

電話番号 **072-000-0000**

代表者印を押印してください
(自署の場合は捺印の省略可)

操 業 開 始 届 出 書

指定事業所の操業を開始したので、枚方市公害防止条例第13条の規定により届け出ます。

指定事業所の名称	〇〇株式会社
指定事業所の所在地	(郵便番号 573-0000) 枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号
設置届出の概要	工場の新設に伴う、騒音発生施設の設置及び有害物質の使用等
操業開始年月日	●●年 ●●月 ●●日
設置届出年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日
公害防止担当部署 及び担当者	製造部 管理課 担当者 枚方次郎 (電話番号 072-000-000)

通 知 欄

※收受印	※検査日	※通知内容
	完成検査 年 月 日	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 氏名(法人にあっては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

操業開始届出書 記載上の注意事項

1	設置届出の概要	指定事業所設置届出書で届け出た指定事業所の設置の概要を記載すること。例えば、「機械製造業の工場棟及び液圧プレス、空気圧縮機の設置」等。
2	操業開始年月日	指定事業所として操業を開始した日を記載すること。製造業の場合は製造を開始した日、それ以外は営業を開始した日となる。なお、試運転は操業の開始には当たらない。
3	設置届出年月日	指定事業所設置届出書の設置届出年月日であり、基本的には収受印の年月日。

操業開始届出書には、添付資料は必要ありません。

3.5.4 指定事業所変更（事後）届出書

正・副2部作成してください

様式第6号（第9条関係） （表面）

年 月 日

(宛先)
枚方市長

提出日を記入してください

住 所 **枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号**

氏 名 **〇〇株式会社 代表取締役 枚方太郎** 印

（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 **072-000-0000**

代表者印を押印してください
（自署の場合は捺印の省略可）

指 定 事 業 所 変 更 （ 事 後 ） 届 出 書

枚方市公害防止条例第14条の規定により、指定事業所の変更について届け出ます。

指定事業所の名称	〇〇株式会社		
指定事業所の所在地	(郵便番号 573-0000) 枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号		
敷地の状況	用途地域	準工業地域	敷地面積 (m ²)
	周辺の状況	指定事業所の敷地境界から15m以内の住居系地域の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
指定事業所の業種 <small>（日本標準産業分類の細分類の項目名・コード）</small>	業種名	塗料製造業	種 類
	分類コード	1 7 5 4	<input checked="" type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> 洗車 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 産廃 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> ゴルフ練習 <input type="checkbox"/> ホケリク <input type="checkbox"/> パティンク・テニス <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 薬品小分
主要生産品目 又は主要業務	塗料、シンナー	使用原材料	合成樹脂、ワニス、顔料
作業員数	100 人	作業時間	9時00分～18時00分
変更の概要	<input type="checkbox"/> 1 指定事業所の業種の変更	裏面のとおり	
	<input type="checkbox"/> 2 公共下水道の使用の開始		
	<input checked="" type="checkbox"/> 3 有害物質の使用等の廃止		
公害防止担当部署 及び担当者	製造部 管理課 担当者 枚方次郎 <small>（電話番号 072-000-0000）</small>		※收受印

条例施行規則第4条の区分に従ってチェックを入れてください。

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

(裏面)

指定事業所の業種・排出水の排出方法等

表面の変更の概要でチェックした項目についてのみ記入してください

	変更前		変更後		
	業種名		業種名		
指定事業所の業種 ① (日本標準産業分類の細分類の項目名・コード)	分類コード	分類コード	
	種類		種類		
	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> 洗車 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 産廃 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> ゴルフ練習 <input type="checkbox"/> ボウリング <input type="checkbox"/> パッティング・テニス <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 薬品小分		<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> GS <input type="checkbox"/> 洗車 <input type="checkbox"/> 資材置場 <input type="checkbox"/> 産廃 <input type="checkbox"/> ゴルフ <input type="checkbox"/> ゴルフ練習 <input type="checkbox"/> ボウリング <input type="checkbox"/> パッティング・テニス <input type="checkbox"/> 自動車整備 <input type="checkbox"/> 再生資源 <input type="checkbox"/> 薬品小分		
排水の排出方法 ②	排水口の数	変更前		変更後	
		汚水	本	汚水	本
	雨水	本	雨水	本	
接続した公共下水道	汚水 (処理区名 <input type="checkbox"/> 渚処理区 <input type="checkbox"/> 鴻池処理区) 雨水 放流先の河川名 ()				
廃止した有害物質 ③	種類	Pb			
	使用・保管等をしていた場所	使用・保管等の場所を示す図面のとおりに			
	廃止年月日	〇〇年〇〇月〇〇日			
	廃止理由	原材料の変更			

添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 付近見取図 <input checked="" type="checkbox"/> 建物配置図 <input type="checkbox"/> 給排水の経路図 <input type="checkbox"/> 用水及び排水の系統図 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質の使用・保管等の場所を示す図面 <input checked="" type="checkbox"/> 安全データシート (SDS) <input type="checkbox"/> その他 ()
------	--

指定事業所変更（事後）届出書 記載上の注意事項

1	変更の概要	<input type="checkbox"/> 1～ <input type="checkbox"/> 3の該当するものにチェックすること。
2	廃止年月日	有害物質の使用等を廃止した年月日を記載すること。具体的には使用等をしなくなった時点となるが、廃棄した時点でも差し支えない。
3	廃止理由	有害物質の使用等を廃止した理由を記載のこと。例えば、「代替物に変更した」、「有害物質の含有がないものに切り替えた」など。

4 規制基準

規制基準は指定事業所だけでなく、すべての工場・事業場に適用されます。

4.1 排水基準

市条例では、有害物質に係る排水基準を設定しています。

有害物質	基準値 (mg/L)	
	淀川水域	寝屋川水域
カドミウム及びその化合物	0.003	0.03
シアン化合物	検出されないこと	1
有機燐化合物	検出されないこと	1
鉛及びその化合物	0.01	0.1
六価クロム化合物	0.05	0.5
砒素及びその化合物	0.01	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005	0.005
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003
トリクロロエチレン	0.01	0.1
テトラクロロエチレン	0.01	0.1
ジクロロメタン	0.02	0.2
四塩化炭素	0.002	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	1	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.02
チウラム	0.006	0.06
シマジン	0.003	0.03
チオベンカルブ	0.02	0.2
ベンゼン	0.01	0.1
セレン及びその化合物	0.01	0.1
ほう素及びその化合物	1	10
ふっ素及びその化合物	0.8	8
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10	100
1,4-ジオキサン	0.05	0.5

□測定義務について

市条例の排水基準に関する測定義務はありません。

なお、水質汚濁防止法及び府条例が適用されている工場・事業場はそれぞれの法令による測定が必要になります。

□市条例の排水基準が適用されない工場・事業場について

水質汚濁防止法の特定事業場及び府条例の届出事業場の工場・事業場はそれぞれの法令の排水基準が適用されていることから、市条例の排水基準は適用されません。

なお、市条例の排水基準にpH やBODなどの生活環境項目に係る排水基準はありません。

4.2 地下浸透の基準

有害物質の種類	基準値 (mg/L)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.001
シアン化合物	シアンとして 0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	0.1
鉛及びその化合物	鉛として 0.005
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.04
砒素及びその化合物	砒素として 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	アルキル水銀として 0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.0005
トリクロロエチレン	0.002
テトラクロロエチレン	0.0005
ジクロロメタン	0.002
四塩化炭素	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006
1,3-ジクロロプロペン	0.0002
チウラム	0.0006
シマジン	0.0003
チオベンカルブ	0.002
ベンゼン	0.001
セレン及びその化合物	セレンとして 0.002
ほう素及びその化合物	ほう素として 0.2
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.2
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素として 0.7
	亜硝酸性窒素として 0.2
	硝酸性窒素として 0.2
塩化ビニルモノマー	0.0002
1,4-ジオキサン	0.005

□測定義務について

市条例の地下浸透の基準に関する測定義務はありません。

なお、水質汚濁防止法に規定する特定地下浸透水及び府条例に規定する地下浸透水はそれぞれの法令による測定が必要になります。

□市条例の地下浸透の基準が適用されない工場・事業場について

水質汚濁防止法に規定する特定地下浸透水及び府条例に規定する地下浸透水はそれぞれの法令の地下浸透の基準が適用されていることから、市条例の地下浸透の基準は適用されません。

4.3 騒音基準

区域の区分	朝 午前6時～ 午前8時	昼間 午前8時～ 午後6時	夕 午後6時～ 午後9時	夜間 午後9時～ 翌日午前6時
第1・2種低層住居専用地域	45 デシベル	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、準住居地 域、市街化調整区域など	50 デシベル	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
近隣商業地域、商業地域、準工 業地域など	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル
工業地域、工業専用地域など	65 デシベル	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
工業地域、工業専用地域などで 学校・病院等の周辺など	60 デシベル	65 デシベル	60 デシベル	55 デシベル

□測定義務について

騒音基準に関する測定義務はありませんが、すべての工場・事業場は騒音基準を遵守しなければなりません。

問い合わせ先

枚方市役所 環境指導課

住所 〒573-1162 枚方市田口5丁目1-1 穂谷川清掃工場 管理棟

電話 050-7102-6014 (直通)

Fax 072-841-1209

メール kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp